

地発第0330011号

基発第0330027号

平成21年3月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長

(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

石綿障害防止総合相談員設置要領の一部改正について

石綿障害防止総合相談員設置要領については、「石綿障害防止総合相談員の配置について」（平成18年3月31日付け地発第0331008号及び基発第0331019号）の別紙2により示されているところであるが、今般、石綿障害防止総合相談員の旅費が認められたことから、同要領及び同要領の別紙である「石綿障害防止総合相談員執務準則」を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、遺漏なきを期されたい。

「石綿障害防止総合相談員設置要領」の新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="371 268 819 300">「石綿障害防止総合相談員設置要領」</p> <p data-bbox="165 363 1108 485">石綿障害防止総合相談員（以下「相談員」という。）の配置については、「石綿障害防止総合相談員規程」（平成18年厚生労働省訓第2号）によりその大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。</p> <p data-bbox="165 549 271 576">1 職務</p> <p data-bbox="188 592 1115 759">相談員は、都道府県労働局又は労働基準監督署に配置し、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長の指示を受けて、石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する次に掲げる事務を行う。</p> <p data-bbox="188 775 1115 896">(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等石綿による健康障害を防止するための対策等に関して定めた法令についての相談及び指導に関すること。</p> <p data-bbox="188 912 1115 987">(2) 石綿の取扱上の注意、石綿による健康障害、石綿を含有する製品の代替化等に関する具体的事項についての相談及び指導に関すること。</p> <p data-bbox="188 1003 1115 1125">(3) 管内の石綿取扱事業場、石綿が使用されている建築物の解体作業の状況、石綿による健康障害の発生状況等についての調査、資料の作成等に関すること。</p> <p data-bbox="188 1141 1115 1216">(4) その他石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務に係る必要な事務への協力に関すること。</p> <p data-bbox="165 1279 271 1307">2 委嘱</p> <p data-bbox="188 1323 1115 1398">相談員は、非常勤とし、次の各要件を具備した者のうちから、局長が委嘱する。</p>	<p data-bbox="1384 268 1832 300">「石綿障害防止総合相談員設置要領」</p> <p data-bbox="1137 363 2080 485">石綿障害防止総合相談員（以下「相談員」という。）の配置については、「石綿障害防止総合相談員規程」（平成18年厚生労働省訓第2号）によりその大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。</p> <p data-bbox="1137 549 1243 576">1 職務</p> <p data-bbox="1160 592 2085 759">相談員は、都道府県労働局又は労働基準監督署に配置し、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長の指示を受けて、石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する次に掲げる事務を行う。</p> <p data-bbox="1160 775 2085 896">(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等石綿による健康障害を防止するための対策等に関して定めた法令についての相談及び指導に関すること。</p> <p data-bbox="1160 912 2085 987">(2) 石綿の取扱上の注意、石綿による健康障害、石綿を含有する製品の代替化等に関する具体的事項についての相談及び指導に関すること。</p> <p data-bbox="1160 1003 2085 1125">(3) 管内の石綿取扱事業場、石綿が使用されている建築物の解体作業の状況、石綿による健康障害の発生状況等についての調査、資料の作成等に関すること。</p> <p data-bbox="1160 1141 2085 1216">(4) その他石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務に係る必要な事務への協力に関すること。</p> <p data-bbox="1137 1279 1243 1307">2 委嘱</p> <p data-bbox="1160 1323 2085 1398">相談員は、非常勤とし、次の各要件を具備した者のうちから、局長が委嘱する。</p>

- (1) 社会的信望があり、かつ、上記1に規定する職務を行うために石綿による健康障害の防止等石綿に関して深い識見を有する者であること。
- (2) 相談員としての職務を利用して、特定の個人の利益を図り、又は信用を害するおそれがないこと。
- (3) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて相談員の業務が不十分となるおそれのない者であること。

3 任期等

相談員の任期は原則1年間とし、委嘱日は原則4月1日とする。ただし、在任期間中であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中において相談員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残留期間とする。

なお、相談員としての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後その協力が得られる者については、再任を妨げない。

4 報酬

相談員に対し、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

5 遵守義務

相談員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便益を与えてはならないこと。

- (1) 社会的信望があり、かつ、上記1に規定する職務を行うために石綿による健康障害の防止等石綿に関して深い識見を有する者であること。
- (2) 相談員としての職務を利用して、特定の個人の利益を図り、又は信用を害するおそれがないこと。
- (3) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて相談員の業務が不十分となるおそれのない者であること。

3 任期等

相談員の任期は原則1年間とし、委嘱日は原則4月1日とする。ただし、在任期間中であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中において相談員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残留期間とする。

なお、相談員としての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後その協力が得られる者については、再任を妨げない。

4 報酬

相談員に対し、予算の範囲内において謝金を支給する。

5 遵守義務

相談員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便益を与えてはならないこと。

(4) 相談員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

6 発令手続

相談員の委嘱又は解職等については、局長は次の発令手続を行う。

(1) 委嘱の場合

ア 局長は相談員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

- ① 本人の承諾書（様式1）1通
- ② 履歴書（様式2）1通
- ③ 委嘱辞令（写）（様式3）1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条（欠格事項）該当の有無に注意すること。

イ 局長は、委嘱をしたときは、石綿障害防止総合相談員証票（様式6）以下「相談員証票」という。）を交付すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱に場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

(3) 解職の場合

局長は相談員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

解職辞令（写）（様式4）1通

なお、相談員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届（様式5）を徴すること。

(4) 相談員証票の返納

局長は、相談員証票の有効期間が満了したとき、相談員を解職したとき又は相談員が死亡したときには、相談員証票を遅滞なく返納させること。

(4) 相談員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

6 発令手続

相談員の委嘱又は解職等については、局長は次の発令手続を行う。

(1) 委嘱の場合

局長は相談員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

- ① 本人の承諾書（様式1）1通
- ② 履歴書（様式2）1通
- ③ 委嘱辞令（写）（様式3）1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条（欠格事項）該当の有無に注意すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱に場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

(3) 解職の場合

局長は相談員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

解職辞令（写）（様式4）1通

なお、相談員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届（様式5）を徴すること。

7 公務災害

相談員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく所定の手続をとること。

8 執務準則

相談員が、その職務を行うに当たっては、別紙「石綿障害防止総合相談員執務準則」により行う。

様式1～様式5（略）

様式6（表面）

（用紙は、日本工業規格A7、74×105mmとする。）

第 _____ 号	
<u>石綿障害防止総合相談員証票</u>	
写 真	氏 名 _____
	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
<u>上記の者は石綿障害防止総合相談員であることを証明する。</u>	
労働局長 _____ 印	
_____ 年 _____ 月 _____ 日	
_____ 年 _____ 月 _____ 日まで有効	

7 公務災害

相談員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく所定の手続をとること。

8 執務準則

相談員が、その職務を行うに当たっては、別紙「石綿障害防止総合相談員執務準則」により行う。

様式1～様式5（略）

様式6 (裏面)

石綿障害防止総合相談員規程 (平成18年3月31日 厚生労働省訓第2号) (抄)

(設置)

第1条 石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局又は労働基準監督署に石綿障害防止総合相談員 (以下「相談員」という。) を置く。

(委嘱)

第2条 相談員は、社会的信望があり、かつ、石綿による健康障害の防止等石綿に関して深い識見を有する者であって、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するものうちから、都道府県労働局長が委嘱する。

(職務)

第3条 相談員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) 等石綿による健康障害を防止するための対策等に関して定めた法令についての相談及び指導に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、石綿による健康障害を防止するための対策等に係る技術的事項についての相談及び指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、労働基準監督機関が行う石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務への協力に関すること。

別紙

「石綿障害防止総合相談員執務準則」

- 1 石綿障害防止総合相談員（以下「相談員」という。）は、その職務を行うに当たっては、石綿障害防止総合相談員規程（平成18年厚生労働省訓第2号）によるほか、この石綿障害防止総合相談員執務準則によらなければならない。
- 2 相談員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する次に掲げる事務を行う。
 - (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等石綿による健康障害を防止するための対策等に関して定めた法令についての相談及び指導に関すること。
 - (2) 石綿の取扱上の注意、石綿による健康障害、石綿を含有する製品の代替化等に関する具体的事項についての相談及び指導に関すること。
 - (3) 管内の石綿取扱事業場、石綿が使用されている建築物の解体作業の状況、石綿による健康障害の発生状況等についての調査、資料の作成等に関すること。
 - (4) その他石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務に係る必要な事務への協力に関すること。
- 3 相談員は、関係法令及びその解釈、石綿による健康障害を防止するための対策等に係る技術的事項その他労働基準監督機関が行う業務の方針等について理解を深めるとともに、常にその他の職員とも十分な連携を図りつつ、適正な相談、指導等を行うことはもとより、上記2に掲げる業務を

別紙

「石綿障害防止総合相談員執務準則」

- 1 石綿障害防止総合相談員（以下「相談員」という。）は、その職務を行うに当たっては、石綿障害防止総合相談員規程（平成18年厚生労働省訓第2号）によるほか、この石綿障害防止総合相談員執務準則によらなければならない。
- 2 相談員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する次に掲げる事務を行う。
 - (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等石綿による健康障害を防止するための対策等に関して定めた法令についての相談及び指導に関すること。
 - (2) 石綿の取扱上の注意、石綿による健康障害、石綿を含有する製品の代替化等に関する具体的事項についての相談及び指導に関すること。
 - (3) 管内の石綿取扱事業場、石綿が使用されている建築物の解体作業の状況、石綿による健康障害の発生状況等についての調査、資料の作成等に関すること。
 - (4) その他石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務に係る必要な事務への協力に関すること。
- 3 相談員は、関係法令及びその解釈、石綿による健康障害を防止するための対策等に係る技術的事項その他労働基準監督機関が行う業務の方針等について理解を深めるとともに、常にその他の職員とも十分な連携を図りつつ、適正な相談、指導等を行うことはもとより、上記2に掲げる業務を

適正に遂行するための研鑽に努めなければならない。

4 相談員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合には、その都度局長又は署長が指名する者に報告し、その処理についての指示を受けなければならない。

- (1) 事案の内容から法令解釈上組織的に十分な検討を行う必要のあるもの等自らその指導を行うことが適当でないと判断した場合
- (2) 事案の内容が労働安全衛生関係法令に抵触し、これに伴う措置を必要とすると判断した場合
- (3) その他事案の内容から判断して指示を受ける必要があると判断した場合

5 相談員は、局長又は署長の定める日に上記2の業務を行った場合には、~~別添様式により~~石綿障害防止総合相談員日誌（様式第1号）を作成するとともに、月の初めに前月分について局長に報告するものとする。

相談員は、上記2に掲げる職務に関し、庁外活動を行ったときは、庁外活動報告書（様式第2号）を遅滞なく局長又は署長に提出するものとする。

6 相談員は、業務の執行に当たっては、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
- (4) 相談員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。
- (5) 庁外活動を行う場合には、石綿障害防止総合相談員証票を携帯すること。

適正に遂行するための研鑽に努めなければならない。

4 相談員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合には、その都度局長又は署長が指名する者に報告し、その処理についての指示を受けなければならない。

- (1) 事案の内容から法令解釈上組織的に十分な検討を行う必要のあるもの等自らその指導を行うことが適当でないと判断した場合
- (2) 事案の内容が労働安全衛生関係法令に抵触し、これに伴う措置を必要とすると判断した場合
- (3) その他事案の内容から判断して指示を受ける必要があると判断した場合

5 相談員は、局長の定める日に上記2の業務を行った場合には、別添様式により石綿障害防止総合相談員日誌を作成するとともに、月の初めに前月分について局長に報告するものとする。

6 相談員は、業務の執行に当たっては、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
- (4) 相談員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

様式第1号

石棉障害防止総合相談員日誌

(年 月分)

石棉障害防止総合相談員

氏 名 印

別流様式

石棉障害防止総合相談員日誌

(年 月分)

石棉障害防止総合相談員

氏 名 印

年 月 日 ()		勤務時間 時 分 ~ 時 分
業務の内容	件数	相談等の結果

年 月 日 ()		勤務時間 時 分 ~ 時 分
業務の内容	件数	相談等の結果

様式第2号

石綿障害防止総合相談員庁外活動報告書

平成 年 月 日

〇〇労働基準監督署長 殿

〇〇労働基準監督署
石綿障害防止総合相談員
氏 名 印

石綿障害防止業務について、平成 年 月 日庁外活動を行った結果
を下記のとおり報告します。

記

用 務	出張先名称、所在地	業 務 内 容

地発第0331008号

基発第0331019号

平成18年3月31日

改正 地発第0330011号

基発第0330027号

平成21年3月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長

(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

石綿障害防止総合相談員の配置について

石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務の円滑な運営に資するため、別紙1のとおり平成18年3月31日付けで「石綿障害防止総合相談員規程（平成18年厚生労働省訓第2号）」が制定されたところであるが、同規程第6条の規定に基づき、その細目について別紙2のとおり「石綿障害防止総合相談員設置要領」を定めたので、本要領に基づき石綿障害防止総合相談員の実効ある活用を期されたい。

なお、相談員の具体的配置等については別途指示することとしているので了知されたい。

○厚生労働省訓第2号

部内一般

石綿障害防止総合相談員規程を次のように定める。

平成18年3月31日

厚生労働大臣 川崎 二郎

石綿障害防止総合相談員規程

(設置)

第1条 石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局又は労働基準監督署に石綿障害防止総合相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 相談員は、社会的信望があり、かつ、石綿による健康障害の防止等石綿に関して深い識見を有する者であって、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから、都道府県労働局長が委嘱する。

(職務)

第3条 相談員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等石綿による健康障害を防止するための対策等に関して定めた法令についての相談及び指導に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、石綿による健康障害を防止するための対策等に係る技術的事項についての相談及び指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、労働基準監督機関が行う石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務への協力に関すること。

(任期等)

第4条 相談員の任期は、1年以内とする。

2 相談員は、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 相談員及び相談員であった者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の

定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 相談員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房
地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

「石綿障害防止総合相談員設置要領」

石綿障害防止総合相談員（以下「相談員」という。）の配置については、「石綿障害防止総合相談員規程」（平成18年厚生労働省訓第2号）によりその大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

1 職務

相談員は、都道府県労働局又は労働基準監督署に配置し、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長の指示を受けて、石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する次に掲げる事務を行う。

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等石綿による健康障害を防止するための対策等に関して定めた法令についての相談及び指導に関すること。
- (2) 石綿の取扱上の注意、石綿による健康障害、石綿を含有する製品の代替化等に関する具体的事項についての相談及び指導に関すること。
- (3) 管内の石綿取扱事業場、石綿が使用されている建築物の解体作業の状況、石綿による健康障害の発生状況等についての調査、資料の作成等に関すること。
- (4) その他石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務に係る必要な事務への協力に関すること。

2 委嘱

相談員は、非常勤とし、次の各要件を具備した者のうちから、局長が委嘱する。

- (1) 社会的信望があり、かつ、上記1に規定する職務を行うために石綿による健康障害の防止等石綿に関して深い識見を有する者であること。
- (2) 相談員としての職務を利用して、特定の個人の利益を図り、又は信用を害するおそれがないこと。
- (3) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されて相談員の業務が不十

分となるおそれのない者であること。

3 任期等

相談員の任期は原則1年間とし、委嘱日は原則4月1日とする。ただし、在任期間中であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中において相談員の交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残留期間とする。

なお、相談員としての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後もその協力が得られる者については、再任を妨げない。

4 報酬

相談員に対し、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

5 遵守義務

相談員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
- (4) 相談員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

6 発令手続

相談員の委嘱又は解職等については、局長は次の発令手続を行う。

(1) 委嘱の場合

イ 局長は相談員を委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

- ① 本人の承諾書（様式1）1通
- ② 履歴書（様式2）1通
- ③ 委嘱辞令（写）（様式3）1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条（欠格事項）該当の有無に注意すること。

ロ 局長は、委嘱をしたときは、石綿障害防止総合相談員証票（様式6）以下「相談

員証票」という。)を交付すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

(3) 解職の場合

局長は相談員を解職しようとするときは、次の書類を整える。

解職辞令(写)(様式4)1通

なお、相談員が死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届(様式5)を徴すること。

(4) 相談員証票の返納

局長は、相談員証票の有効期間が満了したとき、相談員を解職したとき又は相談員が死亡したときには、相談員証票を遅滞なく返納させること。

7 公務災害

相談員が公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)に基づく所定の手続をとること。

8 執務準則

相談員が、その職務を行うに当たっては、別紙「石綿障害防止総合相談員執務準則」により行う。

様式1

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

氏 名

印

石綿障害防止総合相談員に就任することを承諾します。

履 歴 書

現住所

氏 名
生年月日

学 歴

年 月 日〇〇〇大学〇〇学部〇〇科卒業
(注) 最終学歴の記載で足りる。

職 業

年 月 日

(注) 現在の職業及び労働基準行政に従事したことがある場合には、最終の官職名及び退官日を記載すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

様式3

氏名

石綿障害防止総合相談員を委嘱する。

任期は、 年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇労働局長 氏名

印

様式4

氏 名

石綿障害防止総合相談員の委嘱を解く。

年 月 日

〇〇 労働局長 氏 名 印

様式5

死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印
続柄

下記の者は、 年 月 日（病名等 ）のため死亡したので、
お届けします。

記

〇〇労働局
石綿障害防止総合相談員
氏 名

様式6 (表面)

(用紙は、日本工業規格A7、74×105mmとする。)

第 号	
石綿障害防止総合相談員証票	
写 真	氏 名
	生年月日 年 月 日生
上記の者は石綿障害防止総合相談員であることを証明する。	
労働局長 印	
年 月 日	
年 月 日	日まで有効

様式6 (裏面)

石綿障害防止総合相談員規程（平成18年3月31日 厚生労働省訓第2号）（抄）

（設置）

第1条 石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局又は労働基準監督署に石綿障害防止総合相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 相談員は、社会的信望があり、かつ、石綿による健康障害の防止等石綿に関して深い識見を有する者であって、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するものの中から、都道府県労働局長が委嘱する。

（職務）

第3条 相談員は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等石綿による健康障害を防止するための対策等に関して定めた法令についての相談及び指導に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、石綿による健康障害を防止するための対策等に係る技術的事項についての相談及び指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、労働基準監督機関が行う石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務への協力に関すること。

「石綿障害防止総合相談員執務準則」

- 1 石綿障害防止総合相談員（以下「相談員」という。）は、その職務を行うに当たっては、石綿障害防止総合相談員規程（平成18年厚生労働省訓第2号）によるほか、この石綿障害防止総合相談員執務準則によらなければならない。
- 2 相談員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）又は労働基準監督署長（以下「署長」という。）の指示を受けて、石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する次に掲げる事務を行う。
 - (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等石綿による健康障害を防止するための対策等に関して定めた法令についての相談及び指導に関すること。
 - (2) 石綿の取扱上の注意、石綿による健康障害、石綿を含有する製品の代替化等に関する具体的事項についての相談及び指導に関すること。
 - (3) 管内の石綿取扱事業場、石綿が使用されている建築物の解体作業の状況、石綿による健康障害の発生状況等についての調査、資料の作成等に関すること。
 - (4) その他石綿による健康障害の防止に関する総合的な相談等に関する業務に係る必要な事務への協力に関すること。
- 3 相談員は、関係法令及びその解釈、石綿による健康障害を防止するための対策等に係る技術的事項その他労働基準監督機関が行う業務の方針等について理解を深めるとともに、常にその他の職員とも十分な連携を図りつつ、適正な相談、指導等を行うことはもとより、上記2に掲げる業務を適正に遂行するための研鑽に努めなければならない。
- 4 相談員は、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合には、その都度局長又は署長が指名する者に報告し、その処理についての指示を受けなければならない。
 - (1) 事案の内容から法令解釈上組織的に十分な検討を行う必要のあるもの等自らその指導を行うことが適当でない判断した場合

(2) 事案の内容が労働安全衛生関係法令に抵触し、これに伴う措置を必要とすると判断した場合

(3) その他事案の内容から判断して指示を受ける必要があると判断した場合

5 相談員は、局長又は署長の定める日に上記2の業務を行った場合には、石綿障害防止総合相談員日誌（様式第1号）を作成するとともに、月の初めに前月分について局長に報告するものとする。

相談員は、上記2に掲げる職務に関し、庁外活動を行ったときは、庁外活動報告書（様式第2号）を遅滞なく局長又は署長に提出するものとする。

6 相談員は、業務の執行に当たっては、次のことを遵守しなければならない。

(1) 職務上知り得た秘密を守ること。

(2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。

(3) その職務を行うに当たり、利益を得又は特定の者に便益を与えてはならないこと。

(4) 相談員の地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

(5) 庁外活動を行う場合には、石綿障害防止総合相談員証票を携帯すること。

様式第1号

石綿障害防止総合相談員日誌

(年 月分)

石綿障害防止総合相談員

氏名

印

年 月 日 ()		勤務時間 時 分 ~ 時 分
業務の内容	件数	相談等の結果

様式第2号

石綿障害防止総合相談員庁外活動報告書

平成 年 月 日

〇〇労働基準監督署長 殿

〇〇労働基準監督署
石綿障害防止総合相談員
氏 名 印

石綿障害防止業務について、平成 年 月 日庁外活動を行った結果
を下記のとおり報告します。

記

用 務	出張先名称、所在地	業 務 内 容